-デジタル技術導入促進事業-

ものづくり産業デジタル技術導入助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第３条及び第４条に規定する目的及び事業の実施にあたり、ものづくり産業においてIoT、ビッグデータ、AIなどデジタル技術を活用し大幅な生産性向上を目指す動きが世界的に活発化する中、県内ものづくり産業の生産性向上を図るため、生産工程の最適化のモデルとなるデジタル技術導入・実証を支援するものづくり産業デジタル技術導入助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

２　助成金の交付に関しては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（助成金の対象）

第２条　助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率並びに助成限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は、別表に定める島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業をいう。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　なお、本助成金の採択は１企業１回までとし、前項の助成金の交付申請は、すでに本助成金の採択を受けた企業は、申請できないものとする。ただし、実証型へ申請した企業が採択され助成事業が完了した場合には導入型へ申請することは可とする。

（交付の決定）

第５条　代表理事理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知を行うものとする。

（交付の決定の取消）

第６条　代表理事理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した助成金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第１号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

（１）　助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるときを除く）。
（２）　助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
（３）　助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（４）　助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
２　前項第２号から第４号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の請求）
第７条　助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第３号）により代表理事理事長に助成金を請求するものとする。ただし、必要に応じて当該助成金の概算払請求を行うことができるものとする。

（決定内容の変更等）
第８条　助成事業者は、次の第１号または第２号のいずれかに該当する場合には速やかに助成事業変更承認申請書（様式第４号）を、第３号に該当する場合には助成事業変更届出書（様式第５号）を代表理事理事長に提出しなければならない。
（１）　助成事業の内容を著しく変更するとき。
（２）　助成事業を中止又は廃止するとき。
（３）　社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。
２　代表理事理事長は、前項の規定により助成事業変更承認申請書（様式第４号）の提出があったときは、審査を行い助成事業変更決定通知書（様式第６号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の遂行状況報告）
第９条　代表理事理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。
２　助成事業者は、助成事業終了後３年間、助成事業状況報告書（様式第７号）により代表理事理事長が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、助成事業に関係する調査等に協力をしなければならない。

（実績報告）
第１０条　助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後１５日以内に助成事業実績報告書（様式第８号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第１１条　代表理事理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（取得財産等の管理）

第１２条　助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、助成事業者は天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由により、助成対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を助成事業事故等届出書（様式第１０号）により、代表理事理事長に届け出なければならない。

（財産の処分の制限）

第１３条　取得財産等のうち、処分を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の工具、器具及び備品ならびにその他の財産とする。処分制限財産を代表理事理事長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

２　助成事業者は、前項の取得財産等があるときは取得財産等管理台帳（様式第８号別紙４）を作成し第１０条に定める助成事業実績報告書に添付しなければならない。

３　第１項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

４　助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ助成事業財産処分承認申請書（様式第１１号）を代表理事理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

５　助成事業者は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

（書類の整理、保存）

第１４条　助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後５年間保存しておかなければならない。

（助成金の返還）

第１５条　代表理事理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

２　助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

（加算金及び遅延金）

第１６条　助成事業者は、前条第１項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するのもとする。

２　助成事業者は、財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払うものとする。

３　代表理事理事長は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を徴収しないものとする。

（雑則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

１　この要綱は、平成２９年８月７日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和元年６月１４日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和２年７月１４日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和３年５月１７日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和３年６月２３日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和５年４月２０日から施行する。

別表

目的	生産性向上	
助成金	導入型	実証型
対象事業	① 生産現場の生産性向上を図るため、IoT・ビッグデータ・AI 等を活用したデジタル技術を県内に所在する事業所に導入する事業。且つ、その取組が県内他社のモデルとなる事業。 ② 助成金交付決定の日から１年以内に事業を完了し、経費の支払いが完了する事業（なお、事業および経費の支払いの完了日は、代表理事理事長が必要と認めた場合は延長することができる。）	① IoT・AI 等を活用したデジタル技術を導入するにあたり、県内に所在する事業所において、生産性向上効果の実証を試みる事業。 ② 助成金交付決定の日から１年以内に事業を完了し、経費の支払いが完了する事業（なお、事業および経費の支払いの完了日は、代表理事理事長が必要と認めた場合は延長することができる。）
対象者	①島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業。 ②成果の公開が可能な企業	島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業。
対象経費	【ハード事業】 ①システム構築費 ②機器等整備費 ③システム運用関連費 ④専門家委託費 ⑤その他代表理事理事長が特に必要と認める経費 ※下記に定義する汎用品を購入する場合には交付申請書様式第１号別紙４の提出が必要	【ハード事業】 ①システム構築費 ②機器等整備費 ③システム運用関連費 ④専門家委託費 ⑤その他代表理事理事長が特に必要と認める経費 ※下記に定義する汎用品を購入する場合には交付申請書様式第１号別紙４の提出が必要
	【ソフト事業】 ①デジタル導入後活用経費 ②その他代表理事理事長が特に必要と認める経費	【ソフト事業】 ①デジタル導入後活用経費 ②その他代表理事理事長が特に必要と認める経費
助成率	ハード事業：１／３ ソフト事業：１／２ ※１千円未満切り捨て	ハード事業：１／３ ソフト事業：１／２ ※１千円未満切り捨て
助成額	上限：５，０００千円 下限：１，０００千円	上限：１，０００千円 下限：　　１００千円

（注）

１　ハード事業のみの申請、ハード事業及びソフト事業両方の申請が可能であるが、ソフト事業のみで申請することはできない。ソフト事業はハード事業により導入したシステムの利活用を目

的としたシステム導入後の利用者向け研修会、講習会等を対象とする。

■汎用品の定義

デスクトップ型パソコン、ラップトップ型パソコン、タブレット型 パソコン、スマートフォン、WEB カメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター（Wifi ルーター・アクセスポイント等）、ディスプレイモニター等

■用語の定義

デジタル技術	生産現場の生産性向上に資するものであり、スマートファクトリー化に向けた、CPS（Cyber-Physical System）等の概念に基づく、IoT・AI・RPA・VR・AR・システム連携等の様々な技術・製品・サービス
スマート ファクトリー	センサーや設備を含めた工場内のあらゆる設備をネットワークに接続し、品質・状態等の様々な情報を「見える化」し、情報間の「因果関係の明確化」を実現し、設備同士ないし設備と人が協調して動作することを実現する先進的な工場
CPS	実世界（フィジカル世界）の多様なデータをセンサーネットワーク等で収集し、サイバー空間で分析／知識化を行い、そこで創出した情報／価値によって産業の活性化などを図る考え方
IoT	現実世界の様々なアナログ情報を、センサー・通信等の技術を用いてデジタル情報に変換・収集し、問題の「見える化」や、データ連携による「最適化」等を図る技術
AI	機械学習等の技術を用い、人間の脳をコンピュータで真似たソフトウェアやシステム。（画像処理による不良品の判定や数値分析による故障予知等に利用）
連携	見える化した情報を統合・分析し、より精度の高い生産計画の作成・実行等、様々な判断や意思決定を支援すること。

■見える化の例

見える化の対象	得たいデータ
設備	稼働状況（稼働・非稼働）、位置 温度、湿度、音、時間、振動、回数
材料等	位置、在庫数量、運搬経路、加工時間、滞留時間、温度
人	作業者の位置、移動経路、動作、視線、何の作業をしているか等 体温・心拍・血圧・脳波
環境	作業場全体の状況（カメラ） 温度・湿度・気圧・音・臭い・危険・時間